

その他の給食施設の届出に関する要領

1 趣 旨

健康増進法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設(同法第 20 条第 1 項に規定する特定給食施設を除く。以下「その他の給食施設」という。)に対し、必要に応じて栄養管理上の指導及び助言を行い、もって県民の健康増進及び栄養改善を推進することを目的に、給食施設を把握するための給食に関する届出等を求める。

2 定 義

- (1) 特定給食施設とは、特定多数人に対して継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を供給する施設をいう。
- (2) その他の給食施設とは、特定給食施設以外の給食施設で、特定多数人に対して継続的に 1 回 20 食以上若しくは 1 日 50 食以上の食事を供給する施設とする。

3 内 容

(1) 給食業務に関する届出

ア 保健所長は、その他の給食施設の設置者に対し、給食を開始または再開したときは、1 月以内に別記様式第 1 号により給食開始（再開）届の提出を求める。

イ 保健所長は、前項の規定による届出を出した者が、その内容を変更したときは、別記様式第 2 号により、事業を休止し又は廃止したときは別記様式第 3 号により、それぞれ 1 月以内に提出を求める。

4 給食施設情報の整理及び指導

保健所長は、提出された給食施設に関する届出等に基づき、施設の情報を整理し、必要に応じて栄養管理上の指導及び助言を行う。

5 施行期日

令和 3 年 3 月 22 日

その他の給食施設事業開始（再開）届

年 月 日

広島県知事様

設置者
住所〒
氏名
電話番号

法人にあつては、給食施設の設置者の名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

給食事業を開始（再開）しますので、次のとおり届け出ます。

施設 の 名 称					
所 在 地	〒 (電話番号)				
管 理 者	役職名		氏 名		
給食開始・再開 年 月 日	年 月 日				
施設 の 種 類 (該当する番号を○ で囲んでください。)	1 学校 2 病院 3 介護老人保健施設 4 介護医療院 5 老人福祉施設 6 児童福祉施設 7 社会福祉施設 8 事業所 9 寄宿舍 10 矯正施設 11 自衛隊 12 一般給食センター 13 その他()				
運 営 方 法 (該当する番号を○ で囲んでください。)	1 直営 2 委託 3 一部委託 (委託内容)				
施設の定員数 ※					
給 食 対 象 者					
1日の予定給食数 及び各食ごとの 予 定 給 食 数	朝 食	昼 食	夕 食	その他 ()	計
厨房の有無及び 給食の配送状況 (該当する番号を○ で囲んでください。)	1 厨房あり			2 厨房なし	
	配送先あり () なし			配送元 ()	
区 分	設置者側		受託者側		
	常勤数	非常勤数	常勤数	非常勤数	
管 理 栄 養 士					
栄 養 士					
調 理 師					

※ 病院の場合は、許可病床数を、介護老人保健施設又は介護医療院の場合は、定員数を記入してください。

注1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

その他の給食施設届出事項変更届

年 月 日

広島県知事様

設置者

住所 〒

氏名

電話番号

〔 法人にあつては、給食施設の設置者の名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

給食事業の届出事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

施設 の 名 称		
所 在 地		〒 (電話番号)
変 更 年 月 日		年 月 日
変更内容	変更前	
	変更後	
変 更 の 理 由		

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第3号

その他の給食施設事業休止（廃止）届

年 月 日

広島県知事様

設置者
住所 〒

氏名
電話番号

〔法人にあつては、給食施設の設置者の名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

給食事業を休止（廃止）したので、次のとおり届け出ます。

施設の名称	
所在地	〒 (電話番号)
給食休止（廃止） 年 月 日	年 月 日
給食休止（廃止） の理由	
再開の予定 （休止の場合）	年 月 日

注1 不用の文字は消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。